

「森林簿」と「森林地番一覧」の違い

広島県では、森林所有者等から林業経営や森林の管理に必要な資料として申請があった場合に、樹種、林齢、面積などの情報（林況等）を取りまとめた「森林簿」または「森林地番一覧」を提供しています。

集計する単位（区画）により内容が異なることが多々ありますので、以下を参考に用途に合った資料を申請してください。

1 基本的な特徴と比較

項目	森林簿	森林地番一覧
性質	地域森林計画をたてるにあたって、県内の対象民有林の林況等を取りまとめたもの	地域森林計画をたてるにあたって整備した森林に関する情報から、林況等を「土地の番地」ごとに集計したもの
集計単位	「林班」 ※尾根・谷などで区切られた区画 「小班（施業班）」 ※林相（樹種・林齢）が同じ区画 ※地番の境界線とは無関係	「地番」 ※法務局（登記簿）に登録されている土地の1筆（区画）
主な用途	・まとまった地域の林況等の把握 ・統計資料	・所有地（地番）の林況等の把握 ・森林経営計画の作成

2 ご利用にあたっての注意事項

- 県で把握している情報をもとにしており、林況及び所有界等について実測又は現地確認を行っているものではありません。このため、所有権・所有界・面積等土地に関する諸権利及び立木竹の資産評価について証明するものではありません。また、相続税算定の基準になるものではありません。
- 地域森林計画対象民有林の区域であるかを判断する資料としては利用できません。対象民有林の区域に含まれるかは対象森林区域図等で判断し、森林地番一覧が出力されない地番だから対象民有林でないとは判断しないでください。
- 制限林等は地番情報からでなく、森林簿から付与しているので、地番ごとの情報を表していません。

3 よくある質問

Q 森林簿と森林地番一覧で、面積や材積などの数値が異なるのはなぜですか？

A 広島県では、森林の情報として、林小班ごとに樹種や林齢などの情報をまとめた「林相情報」と、地番ごとに所有者などの情報をまとめた「地番情報」に分けて管理しており、これらを地図上で重ね合わせて各資料を作成しています。森林簿は林小班単位、森林地番一覧は地番単位と、集計する単位が異なるため、数値が異なっていることが多々あります。

※ 森林簿の面積や材積などは地番ごとの値ではありません。地番ごとの林況等を把握したい場合には、森林地番一覧の提供を申請してください。

Q 森林地番一覧の提供を申請しましたが提供できないと回答がありました。なぜですか？

A 主に2つの理由が考えられます。

- ・県で管理している「地番情報」に該当のデータがない。
- ・「林相情報」との重ね合わせの過程で、林相情報がない、地番情報と林相情報で旧市町村が一致していない、などにより出力されなかった。

Q 森林簿にはない地番が多々あると聞きましたが、なぜですか？

A 森林簿は、林小班ごとに地番を割り当てて作成しています。県で管理している「地番情報」にデータがあっても、1つの林小班にたくさんの地番が含まれる場合に、代表的な地番のみが森林簿に表示され、入り切らなかった地番が省略されてしまうことがあるためです。

Q 森林地番一覧の「更生面積」と「登記簿面積」が違うのはなぜですか？

A 「更正（こうせい）面積」とは：

地図上で、「地番」と重なる「林小班」の図面上の面積をデジタル計測し、林小班の林相（樹種・林齢が同一の区分）ごとの分布割合に応じて計算し直した面積です。なお、作成途中の四捨五入等により、図面上の面積と、更正面積の合計は一致しないことがあります。

「登記簿面積」とは：

登記記録（登記簿）に記録されている土地の面積（地積）です。更正面積とは算出方法が異なるため一致しないことが多々あります。

